

平成27年度 社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会事業計画

基本方針

地域社会においては、少子高齢化や人口減少、核家族化等に伴う家族機能の低下と薄れゆく人間関係などにより、「地域社会からの孤立」「高齢者や障がい者・児童への虐待」、「家庭内暴力」、「引きこもり」などの問題が顕在化しています。

このような状況を踏まえ、笠間市社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、平成27年3月に「第2次笠間市地域福祉活動計画」を策定いたしました。この計画に基づいて「輪づくり」「人づくり」「地域づくり」「基盤づくり」を柱とし、福祉に対する一層の理解を図り、住民・関係機関等の参画を得ながら更なる地域福祉活動の推進に取組みます。

また、多様な住民ニーズに対し、質の高いサービスを提供することで、住民からの信用を得、存在感のある社会福祉協議会を目指します。

財政面においては厳しい状況が続いているが、徹底した事業の効率化を図ると共に、地域における優先課題を検討し、積極的な事業を展開してまいります。

重点項目と概要

1) 第2次地域福祉活動計画の推進

笠間市の策定した第2次笠間市地域福祉計画との連携を強化しながら、第2次笠間市地域福祉活動計画にしたがって、積極的に地域福祉活動に取組みます。「輪づくり」においては、市民参加・協働による支部(地区)社協における福祉活動を推進すると共に、未設置地域への働きかけを行います。「人づくり」においては、ボランティアや福祉教育の普及啓発を図り、支援者の発掘、育成に努めます。「地域づくり」においては、誰もが安心して暮らせるよう適切な情報提供や関係機関との連携により各種福祉サービスの体制づくりに努めます。「基盤づくり」においては、経営管理や計画的な事業執行のための安定した組織運営に努めます。

2) 包括的な相談体制の充実

身近で信頼できる相談窓口となるよう体制整備を図ると共に、不安を抱える住民の相談に円滑に対応できるよう各専門機関や支援団体等との連携を強化します。

また、平成27年度より新規事業として「生活困窮者自立相談支援事業」を始めると共に、判断能力の低下した方の金銭管理等の相談・支援をする「日常生活自立支援事業」も増加傾向にあることを踏まえ、更なる支援体制の充実に努めます。

3) 在宅福祉サービス事業の充実

国の社会保障制度改革や県・市の動向や情報を収集し、福祉サービスの在り方を考慮した介護保険・障害者総合支援事業を始めとした各種事業の展開を図ります。

また、良質な福祉・介護サービスを担う人材の確保・育成に努め、サービスの質や職員の資質向上、施設整備の充実を図り、必要とする人が、保健・医療・福祉の連携によりきめ細やかなサービスが受けられ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう支援してまいります。

4) 安定した組織運営

自主事業、介護保険事業、補助・受託事業、指定管理事業等についても中長期的な視点に立ち事業の採算性を踏まえ、収支バランスを把握し、効果的な事業実施に取組みます。

事業実施計画

1. 法人運営

(1) 法人運営事業

① 役員会等の開催

ア) 理事会の開催

イ) 評議員会の開催

ウ) 監査の実施

エ) 正副会長会議の開催

② 部会・委員会等の開催

ア) 広報委員会の開催

イ) 必要に応じ部会・委員会の開催

③ 定款その他諸規程の整備

④ 社協会員の加入促進

ア) 一般会員、特別会員、法人会員

⑤ 善意銀行事業の推進

ア) 寄付者の意思に基づいた活用

- イ) 寄付者への感謝状等の贈呈
- ⑥ 連絡調整及び支援協力の充実
 - ア) 関係官庁、団体、施設等との連絡調整
 - イ) 県社協、県内社協、支部（地区）社協との連絡調整
- ⑦ 各種会議、研修会の実施及び参加
 - ア) 役職員等対象研修会等への参加
 - イ) 職員の資質向上に関する研修体制の充実
 - ウ) 苦情解決体制の充実
- ⑧ 指定管理業務等の適正管理
 - ア) 地域福祉センター（友部社会福祉会館）の管理運営
 - ・適切な管理運営
 - イ) 福祉センターいわまの管理運営
 - ・一般開放日（木曜日）に「手打ちそば」を提供。また、いきいきふれあい通所事業や配食事業などを実施し、施設の有効活用を図る。
 - ウ) 障害者福祉センターの管理運営（就労継続支援B型事業）
 - ・就労に必要な知識及び能力の向上を目的に必要な訓練、支援
　　主たる事業所：障害者福祉センターともべ「たけのこ」
　　従たる事業所：障害者福祉センターいわま「あおぞら」
 - ・送迎サービス希望者に対し送迎を実施
- ⑨ 事務局体制の強化
 - ア) 市民サービスの向上と地域密着を図るため、市民の理解を得て組織体制の見直しを図る。
 - イ) 介護事業については、法改正に即した事業展開を図る。
- ⑩ 福祉人材育成
 - ア) 実習生等受入の推進
 - ・社会福祉士等養成のための相談援助実習の受入
 - ・介護福祉士又は介護職員初任者研修の受入
 - ・大学生等の受入等

2. 地域福祉活動推進部門

（1）地域福祉活動の推進

- ① 第2次地域福祉活動計画の推進（平成27年度～平成31年度）
 - ア) 計画の着実な推進
 - イ) 各事業重点課題への取組み
- ② 小地域福祉活動の推進
 - ア) 支部（地区）社協活動の発展強化
 - a) 支部（地区）社協の組織化と組織基盤の強化
 - ・支部（地区）社協助成金の交付

支部（地区）社協に会員会費の50%相当額を還元し、活動を支援するほか、年2回以上広報紙を発行した場合、会員会費の5%を広報助成金として支援

- ・未設置地域への設置に向けた働きかけ
- ・支部（地区）社協運営委員会の開催《各地区》

b) 支部（地区）社協活動の充実強化

- ・地域福祉活動担い手の育成

イ) サロン活動の推進

a) サロン活動の育成支援

- ・サロン活動助成の実施

（1年目30,000円、2年目以降15,000円）

- ・サロン事業のPRと情報提供

（2）福祉教育の推進

① 福祉講座等の開催

ア) 福祉講座等の開催支援

- ・福祉教育に関する情報提供

② 福祉教育人材の育成

ア) 養成講座等の開催

③ 福祉機関等との連携

ア) 教育機関との連携

- ・ボランティア活動普及事業協力校（市内38ヶ所）

- ・福祉作文集の発行

- ・先生のための研修会を開催

（3）ボランティア活動の推進

① ボランティアセンターの運営

ア) ボランティア活動の普及啓発

- ・ボランティア情報の収集、発信

- ・啓発イベント等の開催

- ・ボランティア推進員の設置

- ・ボランティア活動保険等の受付

- ・ボランティア活動機材の整備、貸出

- ・ボランティア活動メニューの企画

② ボランティア活動の発掘養成

ア) ボランティア活動の普及啓発

- ・手話点訳等技術ボランティア養成講座の開催

- ・夏休みわくわく体験の実施

イ) ボランティアリーダー等の養成

- ・交流研修会等の開催
- ウ) 募金活動等への協力
 - ・24時間テレビチャリティー募金活動等への協力
- ③ ボランティア活動の育成支援
 - ア) ボランティア活動助成の実施
 - イ) ボランティア活動団体等の組織化、育成
 - ・ボランティア連絡協議会等の育成支援
 - ウ) 企業等社会貢献活動の推進
- ④ 災害ボランティアセンターの体制整備
 - ア) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備
 - イ) 災害ボランティアの育成支援
 - ・東日本大震災により今だに困難な生活を余儀なくされている東北3県の方々を支援するために、市民、中高生、市職員等に呼びかけ、引き続き災害ボランティア活動を実施（年間4回程度）

(4) 広報啓発活動の推進

- ① 広報紙の発行(年3回)
- ② ホームページによる広報啓発

(5) 総合相談（心配ごと相談・法律相談）事業

- ① 心配ごと相談所の運営
 - ア) 心配ごと相談事業の実施
 - ・心配ごと相談（毎週火一笠間、水一友部、木一岩間）
 - ・民生児童委員、学識経験者（各支所8名）
 - ・会場—各支所相談室
 - ・相談員研修会（3支所合同、各支所）等の開催
- ② 法律相談所の運営
 - ・予約制とし、1人あたり30分の相談、料金は無料
 - ・法律相談実施（毎月金曜日—第1—友部、第2—岩間、第3—笠間）

(6) 生活福祉資金等貸付事業

- ① 生活福祉資金貸付事業（県社協が決定機関）
低所得者、身障者または高齢者世帯に対し、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付と必要な相談支援を行う。
- ② 小口資金貸付事業（市社協独自）
生活困窮世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に30,000円を上限とする貸付と物品援助を行い、生活の安定と自立更生の一助を図る。

(7) 配食・会食サービス事業の実施

- ① 食事づくりが困難な一人暮らし高齢者等に対し、ボランティアサークル等の協力を得て定期的に食生活の支援と心のふれあいを行う。また、ボランティアの確保に努める。
- ② 対象者は、70歳以上の人一人暮らし高齢者
- ③ 配食：笠間地区一月4回、友部地区一月3回、岩間地区一月4回
会食：友部地区一月2回

(8) 福祉用具の貸出・斡旋

車イス、ベッド、特殊車両等の貸出しと、介護用品の斡旋を行う。

(9) 福祉バスの管理・運営

福祉関係団体等の視察研修等に活用

(10) 共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施

茨城県共同募金会笠間市支会の運営

- ① 募金事業の実施
高齢者福祉事業などへ配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成、地区行事等への綿あめ機等の貸出など
- ② 歳末たすけあい事業の実施
歳末援護金の支給など

3. 委託事業

(1) 地域ケアシステム推進事業

- ① 在宅の高齢者、障がい者などに最適な医療・保健・福祉のサービスを提供するため、専門の関係者がチームを組んで対応する。
また、一人暮らし高齢者等に対し、地域包括ケアの一員として関係機関と連携しながら取組みを推進すると共に、一人暮らし高齢者を中心に、救急医療キットの設置を引き続き進める。

(2) 親子通園事業

- ① 就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別相談等を実施することにより、児童福祉、障がい者福祉の増進に努める。
- ② 笠間地区—「おひさま教室」—笠間保健センターで週1回実施
友部地区—「つくしんぼ教室」—友部保健センターで週4回実施
岩間地区—「すずらん教室」—岩間保健センターで週1回実施
各地区事業内容の統一が図れるよう関係機関と調整を図る。

(3) 在宅福祉サービス事業

- ① 友部支所に事務事業を集約し、高齢者や障がい者等のいる家庭に家事支援サービスや移送サービス等、住民参加による助け合い事業を実施

(4) いきいきふれあい通所事業

- ① 要介護認定に該当しない高齢者に対し、生活訓練や趣味の活動を行い、閉じこもり防止及び要介護状態への進行を予防することを目的
- ② 笠間地区一地区公民館5ヶ所を活用し週7回、月曜日から金曜日実施
友部地区一友部社会福祉会館で月曜日から金曜日実施
岩間地区一福祉センターいわまで、毎週火、水、金曜日実施

(5) 日常生活自立支援事業

- ① 専門員を配置し、高齢者、障がい者が安心して日常生活ができるよう金銭管理等の支援を行う。
- ② 利用者の増加に合わせた相談員の確保や「成年後見制度」の活用を図る。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業《新規》

- ① 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援を行う。
- ② 関係機関及び他制度との活用により、相談体制の充実を図る。

(7) 在宅重度障がい者訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る。

(8) 障がい者等移動支援事業

障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出を支援する。

4. 介護保険事業、障害者自立支援事業

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、障者自立支援事業について、利用者本位の良質なサービス提供に努める。
なお、介護保険制度の改正等の動向及び収支バランス等を注視し、適切な対応を図る。